

板橋区休日医科診療実施要綱

(昭和54年4月1日区長決裁)

(昭和55年4月1日一部改正)

(昭和56年4月1日一部改正)

(昭和57年4月1日一部改正)

(昭和58年4月1日一部改正)

(昭和59年4月1日一部改正)

(平成9年4月1日一部改正)

(令和元年10月1日一部改正)

(令和6年12月2日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、民間医療機関の協力を得て、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日（1月1日を除く。）及び年末年始（12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日まで。）（以下「休日」という。）における急病患者に対する診療事業（以下「休日医科診療事業」という。）を実施することにより区民の生命を守ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 区長は、前条の目的を達成するため、休日医科診療施設を確保しなければならない。

2 休日医科診療事業は、板橋区医師会に委託し、実施する。

(休日診療機関)

第3条 区長は、休日医科診療事業の実施にあたって、地域住民の利便及び地域の特性を十分考慮し、板橋区医師会と協議のうえ、地域に適した方式により、区長が指定する医療機関で行うものとする。

(診療時間)

第4条 休日医科診療実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）の診療時間は、次のとおりとする。

区 分	診 療 時 間
休日昼間	午前9時から午後5時まで
休日準夜	午後5時から午後8時まで

(対象者)

第5条 休日医科診療の対象者は、急病患者で、かつ、外来患者を対象とする。

(診療科目)

第6条 診療科目は、主として内科及び小児科とする。

(診療費等)

第7条 休日医科診療に伴う診療報酬は、当該実施医療機関の収入とする。

2 急病患者が社会保険等により受診及び入院医療を受ける場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他の健康保険等の保険者情報を確認することができる書面

を提出しなければならない。

(周知)

第8条 区長は、急病患者が迅速に休日医科診療機関を利用できるよう関係機関と連携のうえ、休日医科診療機関名及びその利用方法等について周知徹底を図るものとする。

(委託料等)

第9条 委託料等は、休日昼間及び休日準夜それぞれにつき、当該年度の予算の範囲内で定める額とする。

(その他)

第10条 板橋区保健所長は、毎年度休日医科診療事業の実施計画を定めなければならない。

付則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、昭和55年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、昭和56年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、昭和57年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、昭和58年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、昭和59年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和6年12月2日から施行する。